

恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会の進め方（案）

1. 審議会における検証・評価及び審議

(1) 恵庭市スポーツ振興まちづくり条例 第16条に掲げる事項

◎ 市は、スポーツ関連活動に関する計画や施策に関する検証及び評価を行うため、
恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会を設置する。

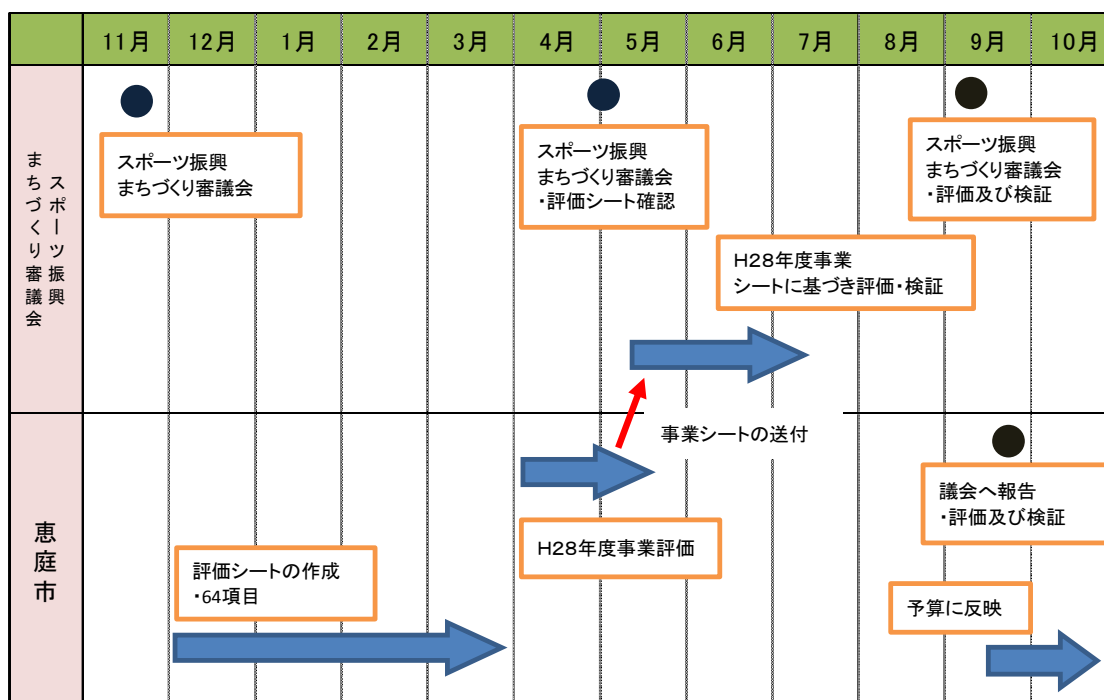
- ・ 運動・スポーツ推進計画の基本施策の承認（立案時）
- ・ 基本施策に関わる事業進捗の検証及び評価（毎年時）
- ・ 運動・スポーツ推進計画の見直し（平成 32 年度中間年度の見直し）

(2) 恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会規則 第2条に掲げる事項

◎ 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツ関連活動に関する計画その他スポーツ振興に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申し、意見を具申するものとする。

- ・ 市長の諮問に応じ、スポーツ振興に関わる重要事項の調査審議を行い答申する。(随時)

2. スポーツ関連活動に関する計画や施策に関する検証及び評価のスケジュール

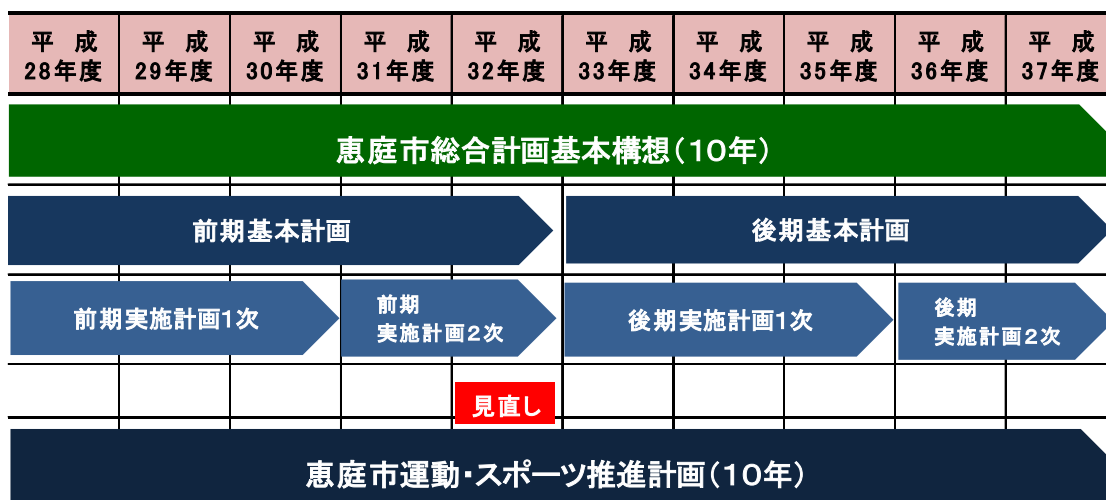


【 運動・スポーツ推進計画より抜粋 】

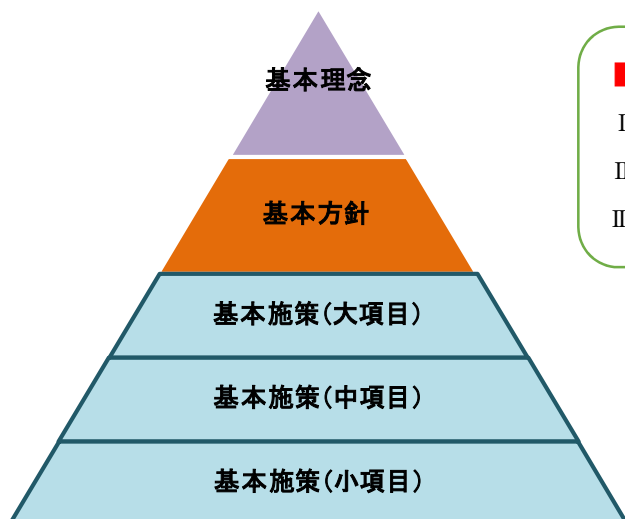
■ 計画期間（P 9）

計画期間は、平成28年度～平成37年度までの10年間とします。

なお、計画期間の中間年度（平成32年度）に計画の見直しを行います。



■ 計画の体系図（P 10～P 23）



■ 基本理念

夢と健康を育むまち

～健康・スポーツコミュニティえにわ～

■ 基本方針

I 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

II 運動やスポーツ活動を支える環境づくり

III 運動やスポーツを楽しむ環境づくり

■ 基本施策

◎ 大項目（ 7 項目）

◎ 中項目（17 項目）

◎ 小項目（64 項目）